

一般競争入札説明書

「業務用自動車賃貸借契約（メンテナンスリース）」の一般競争入札については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

沖縄県宮古事務所長 小渡 悟

1. 公告日 令和8年6月17日

2. 入札に付する事項

- (1) 件名 業務用自動車の賃貸借契約（メンテナンスリース）
- (2) 仕様書 別添のとおり
- (3) 契約期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

3. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者で、競争入札参加資格名簿に登録されている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (2) 本契約に関する入札公告のあった日から入札の日までの間に沖縄県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として沖縄県からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本社（本店）、支社（支店・営業所）を有すること。
- (5) 過去2箇年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは県内の地方公共団体と同種、同規模の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した又は履行していること。
- (6) 県税（事務税及び県民税）に関し滞納がない者であること。
- (7) 主たる業務（自動車メンテナンスリース）を再委託しない者であること。

4. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年7月31日（金） 13:30
- (2) 入札場所 沖縄県宮古合同庁舎2階 円卓会議室

5. 入札保証金

- (1) 本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号以下、財務規則という。）第100条により、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。
- (2) 財務規則第100条第2項により、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

6. 入札

入札者は、入札書（別添様式第4号）及び必要に応じて委任状（別添様式第5号）を書面により直接持参して提出すること。

- (1) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
- (2) 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
- (3) 入札書を提出する場合は、封筒に入札書を入れ密封し表封筒に氏名（法人の場合はその名称）及び「自動車賃貸借契約（メンテナンスリース）」を記入すること。
- (4) 入札書の記載事項を訂正した場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。
- (5) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換、引替え、又は取り消しをすることはできない。
- (6) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。
- (7) 入札者は、別添仕様書に基づき、見積もるものとする。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

7. 再度入札

- (1) 開札した場合において、落札者のない場合には直ちに再度入札を行う。
- (2) 入札は2回までとする。
- (3) 落札者がいない場合、最低価格の入札者と随意契約交渉を行うものとする。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

9. 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額が予定価格の範囲内で、最低の金額をもって入札を行った者を落札者とし、この金額を落札額とする。落札金額について1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) 落札が無効であるときは、予定価格の範囲内で入札を行った次順位の者を落札者

とすることができる。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者でくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。

10. 契約書

作成する。

11. 契約保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）第101条の規程により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）第101条第2項第9号の規程により、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12. 入札・仕様書に関する質問

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1125番地

沖縄県宮古合同庁舎2階 沖縄県宮古事務所総務課（担当：砂川、甲斐）

電話：0980-72-2551 FAX：0980-73-0096